

氏名	中村 洋子 (学籍番号 16DS02)		
学位の種類	博士 (社会福祉学)		
学位記番号	6号		
学位授与年月日	2021年3月11日		
論文題目	学校現場における性的虐待への対応と役割についての研究 - 現状と課題についての検討 -		
論文審査担当者	委員長	野田 由佳里	教授
	委員	大友 信勝	教授
	委員	久保田 君枝	教授
	委員	藤田 美枝子	教授
	委員	横尾 恵美子	教授

## 論文要旨

### 【研究の背景と目的】

子どもの性的虐待の実態は、いまだ不透明な部分が多い。厚生労働省の相談対応件数では、2018年度の性的虐待は全体の虐待の1.1%で表面化している事例は氷山の一角に過ぎない。近年では、脳画像研究で11歳以前の性的虐待を受けた期間と一次視覚野の容積に、はっきりとした相関が見られたとされた(友田ら2018)。性的虐待の初発年齢は、小学校4、5年生がピークとされ(岡本2003ほか)、虐待リスクが高い年齢に日常的に接する機会が多い小、中学校は、虐待を発見しやすい機関である。本研究では、学校現場における性的虐待の対応の実態を把握したうえで、発見や通告を含めた初期対応の問題点や対応の困難性を検討し、効果的な支援に向けて学校の役割と課題を明らかにすることを目的とする。

### 【研究方法】

本研究は、序論から終章までの10の章から構成されている。内容は、文献研究及び先行研究(第1章～5章)、質問紙調査(第6章)、SSW及びSC等活用事業実践活動事例集(文部科学省)をもとにした事例検討(第7章)、児童虐待死亡事例の検証報告書からの検討(第8章)である。第6章の質問紙調査では、A県内の公立小、中学校459校の養護教諭を対象に無記名式調査を実施した。回収率は48.4%で有効回収率は47.7%であった。

### 【結果】

第1章：1990年後半わが国では児童虐待の取り組みが本格化した。諸外国に比べ遅れをとったのは、1980年代にいじめや校内暴力、非行などが問題化していたことが考えられた。第2章：米国では家庭裁判所が子どもの分離を決定する際に、親に教育プログラムの受講を命ずることが多く、こうした司法による、「治療命令」は、社会心理的モデルへ展開する中で生み出された。第3章：性的虐待を受けた子どもの4割程度が成人になっても打ち明けず、後遺症状の遅延性も4割程度に見られた。虐待者は父親が多いが、同胞異性による性加害も多い。虐待者とアルコール依存症の関連が強く物理的、精神的な母親の不在が危険因子とされた。第4章：教職員の7割程度に虐待の確証を求める傾向にあった。機関連携の困難性

としては、支援方針や役割の相互の認識不足、事例の抱え込みを生む学校の組織構造などが考えられた。第5章：養護教諭が性的虐待対応で主要な役割を担う傾向にあった。学校は、性的虐待は「家庭内の虐待」という意識が強く働いていた。第6章：養護教諭の84.4%が性的虐待に関心を持ち、76.7%が発見や対応に効果的に関与できると考え89.5%がSSWやSCとの連携によりさらなる対応の可能性を見出していた。96.3%が他の虐待に比べ対応の困難性を抱き、33.3%が対応に抵抗を示していた。虐待を把握する前に疑っていたのは2割であった。司法面接の理解度は6.9%で性的虐待の潜在性については95.9%が理解していた。有意差検定（ $\chi^2$ 検定）では、以下の4項目に有意差が確認された。

①職務経験が30年以上の者は、性的虐待の関与（遭遇）経験が高い②職務経験が10年未満の者は、性的虐待問題への関心が高い③関与（遭遇）経験のある者の方が性的虐待の発見や対応に効果的な関与ができると考えていた④関与（遭遇）経験のある者の方が、過誤記憶について認識していた。第7章：全体事例数2,207件のうち性的虐待事例は55事例であった。非虐待親との関係に言及した事例が6事例で特徴的な語りを示した事例が5事例見られ、相談者以外に虐待が知られることに抵抗を示す事例が3事例であった。第8章：2019年に起きた児童虐待死亡事例では、性的虐待に対して特別な対応が取られず一時保護が解除された。対応をする周囲の大人も、「子どもを守る」という視点が欠けていた。

#### 【考察】

第6章の調査では、養護教諭の経験年数が下がるに連れて性的虐待問題への関心が高いことが明らかとなった。考えられる理由としては、児童虐待防止法が制定されたのが2000年であることを鑑みると法を踏まえて養護教諭になった人の方が関心度が高い傾向にあると類推できた。従って関心を持ち続けることができる研修や教育の機会が必要であると考えた。また性的虐待の関与（遭遇）経験のある者の方が発見や対応に効果的に関与できると考えることが明らかとなった。よって効果的に関与できたという体験を教職員で共有できる校内連携の取り組みが必要であり、校内研修の機会を設けながら関与した者からの知見や対応の経験を共有していく必要があると考えた。学校の初期対応の問題点としては通告までの子どもへの聴き取りで虐待の確証を得ようとして子どもの心身に重い負担を招いていた。また子どもは、相談者以外に相談内容を知られることに抵抗を示し通告を控える事例もあった。従って通告とは、家庭を地域に開いて支援を開始する第一歩であるという意識の変容が求められた。課題としては、連携の困難性があげられた。他連携では、他機関に対する知識や理解の不足や子ども虐待における支援方針や役割についての相互機関の認識不足、学内で対応すべきとする事例の抱え込みなどが連携を滞らせる要因と考えられた。校内連携については、校内組織は、約6割から8割が未整備であることが先行研究で明らかとなったが質問紙調査では、SSWやSCとの連携がなされれば、発見や対応の効果的な関与が可能だと考える傾向にあり、学校に参入している外部人材を取り入れることにより組織的、継続的な対応が可能となるシステムを学校体制に組み込んでいくことが求められた。

#### 【結論】

本研究の結果、性的虐待における効果的な支援に向けた学校の役割として、【発見】、【通告】、【連携】をあげ、すべての行動の基底に、【子どもを守る】という意識の必要性を文献・先行研究、質問紙調査、SSW及びSC等活用事業実践活動事例集をもとにした事例検討、児童虐待死亡事例検証報告書の検討結果

から示した。この4つの柱を現実のものとするために学校は、学内での性的虐待問題の協議を可能とする「校内虐待対応組織」を構築しその運営には子どもの権利擁護の視点に立った意識の変容が必要であると考えた。

## 論文審査の結果の要旨

本研究の目的は、学校現場における性的虐待の対応の実態を把握したうえで通告を含めた初期対応の問題点や困難性を検討し、効果的な支援に向けて学校の役割と課題を明らかにすることとしている。研究対象として、A 県内の公立小、中学校の養護教諭への無記名式調査を実施し、職務経験が長くなるに連れて性的虐待の関心が低くなる傾向などを分析し、学校現場の問題点を捉えた。また事例を丹念に分析することを通して、「子どもを守る」視点の欠如などをまとめあげ、目的を達成している。

以下に本研究の評価できる点について述べる。

1. テーマ、目的、方法にオリジナリティがあり、序論と結論に一貫性がある。まとまっている。
2. 研究方法としては、A 県内の公立小、中学校 459 校の養護教諭への無記名式調査からの分析や、事例を丹念に掘り下げていく中で、初期対応の問題点や困難性をまとめ上げられている。
3. 学校現場におけるあらゆる虐待問題への提言として「子どもを守る」視点の重要性にも言及し、今後の児童福祉分野の貴重な基礎研究にもなり得る。
4. 性的虐待における効果的な支援に向けた学校の役割と、学校が子どもの権利擁護の大原則の視点に立った意識の変容など新たな提案も行っている。
5. 序論から始まる丹念な文献渉猟は、学校教育において連携を推進するための「校内虐待対応組織」の構築など、発展可能性も高く、著者の今後にも大いに期待を寄せるものである。

以上のことから、本論文が著者に博士（社会福祉学）の学位を授与するに十分な価値があると審査委員会として合意した。